施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で契約変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費､借上費(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用

⑱　共同企業体（経常建設共同企業体を含む。）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,000万円以上になるときは、構成員のうち１者は監理技術者を設置しなければならない。

⑲　本工事は、競争参加資格として「配置予定の技術者等」の配置要件を設けず、契約締結後の配置要件とする工事である。

⑳　契約締結後に配置する技術者の要件　本工事に設置される主任（監理）技術者は専任で配置しなければならない。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働している期間（準備工の期間を含む。）とする。

現場代理人又は主任（監理)技術者のうち、いずれかの者が従事役職にかかわらず元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。途中交代する場合も、同等以上の工事経験を有すること。

求める経験　道路橋の橋梁下部工工事において、新設又は補修・補強を実施した工事

・工事経験について、工事のしゅん功した年度については問わない。

・工事経験が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧JHが発注し、平成13年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。

・工事経験が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。

・特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。ただし、現場代理人としての経験においては、共同企業体の形態及び出資比率にかかわらず経験として認める。

㉑　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of the contract of the procuring entity: NOGUCHI Hidemasa, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.

(2)　Classification of the services to be procured: 41

(3)　Subject matter of the contract: Seismic Retrofit of the Kumozu Daisan Viaduct and other 3 bridges on the Ise Expressway

(4)　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. 14 September 2020

(5)　Due date for the submission of tenders by electronic bidding system: 4:00 P.M. 4 November 2020 (Tenders submitted by registered mail, 4:00 P.M. 4 November 2020)

(6)　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

(7)　Contact point for tender documentation: Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Tel. 052―222―1448

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局函館開発建設部が発注する一般国道227号　厚沢部町外　新中山トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和２年８月４日

北海道開発局長　倉内　公嘉

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名　一般国道227号　厚沢部町外　新中山トンネル工事（電子入札対象案件)(電子契約対象案件)

2　工事場所　北海道檜山郡厚沢部町外

3　工事内容　工事延長：Ｌ＝1,100m、トンネル延長：Ｌ＝781.00m、幅員：Ｗ＝9.00m、内空断面積：Ａ＝56.3㎡（覆工後の内空断面)、掘削工：Ｌ＝769.00m（ＮＡＴＭ、機械掘削)

4　工事区分　一般土木

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(1)　受付期間　令和２年８月４日から令和２年９月４日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。なお、令和２年９月５日以降(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず､競争に参加できないことがある。

(2)　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480)

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

(1)　構成員の数は、２又は３社とする。

(2)　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。)。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5)　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。

ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成17年度以降に、次の(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たすトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。

ただし､代表者以外の構成員については、ＮＡＴＭによるトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。

(ｱ)　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）50㎡以上のトンネル工事であること。(トンネル内空断面積（覆工後の内空断面）50㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く)

(ｲ)　ＮＡＴＭによるトンネル延長600m以上のトンネル工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。